

あることを知らなかったものと思われ、現に被告甲野松夫自身、入会権という法律的な権利についての明確な認識を有していなかった。

しかしながら、転出失権の原則が厳格に適用されていなくことが入会権の解体消滅の一事情にはなるものの、同原則が厳格に適用されていないことから直ちに入会権が解体消滅したと見るべきではなく、また、入会集団のうちのある者が入会集団であるという認識を持たずに行動をしていたことのみをもって、そのことから直ちに入会権が解体消滅したと見るべきでもない。

そして、本件においては、本件諸事明細録からも明らかのように、月一回行われる北川組の定例会には、北川集落（北川組）の住民が参加し、賃貸借をどうするかや収益をどうするかなどの話し合いが行われており、また、本件組合契約において、各組合員の権利の譲渡が自由に認められていない状況等に鑑みると、いまだ入会権が解体消滅したとまでは認められない。

以上の検討のとおり、組合契約の締結、二一名による共有名義の登記、分取造林契約の締結等のいずれの段階においても、権利の売買や譲渡が自由となったような事情はなく、他方、公租公課の負担は従前どおり北川組が行い、権利関係の取り決めについても北川組で決していることが認められている状況のもとにおいては、共有の性質を有する入会権が解体消滅したと認めることはできない。そして、その他入会権が解

体消滅したと認めるに足る証拠はない。

五 争点(2)エ（入会権の時効消滅の有無）について
前記認定のとおり、本件各土地には共有の性質を有する入会権が存続していると認められるので、入会権が時効により消滅することはない。したがって、原告らの主張は採用の限りではない。

第四 結論
以上のとおり、原告らの請求はいずれも理由がないからこれを棄却することとする。よって、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 太田武聖 裁判官 宮崎 拓也 堀田佐紀）

別紙 物件目録

- 一 所在 山梨県南巨摩郡身延町北川字花 地番 四二〇四番一四 地目 山林 地積 一六二㎡
- 二 所在 山梨県南巨摩郡身延町北川字花 地番 四二〇四番一六 地目 山林 地積 六二七三㎡
- 三 所在 山梨県南巨摩郡身延町北川字花 地番 四二〇四番一八 地目 山林 地積 一九㎡

▽重度の自閉症児の福祉施設における事故死についての損害賠償につき、重度障害者も健常者並みに就労の機会が増えつつあるとして、一定程度の就労の可能性を認めて逸失利益が認められた事例

損害賠償請求事件、青森地裁平一九(ワ)一三六号、平二一・一三・二五民二部判決、一部認容、一部棄却(確定)

本件は、自閉症やてんかん等の障害を有するためY₁社会福祉法人が設置する知的障害児施設の際に入所していた亡Aの両親Xらが、(1)亡Aが寮内で他の入所者(成人男性)から繰り返し受けていた暴行被害につき、Y₁が安全配慮義務に違反しこれを防止しなかったとして、亡Aが取得しXらが相続した債務不履行に基づく損害賠償請求権及びY₁が亡Aの被害等をXらに報告すべき信義則上の義務を怠ったことにより、Xらが被った精神的苦痛による損害賠償請求権に基づき、Y₁に対して各金一〇〇万円の損害賠償を求め、さらに、(2)亡Aが同寮の浴室で溺死した事故につき、担当職員Y₂とその使用者であるY₁には亡Aに対する安全配慮義務違反があったとして、債務不履行又は不法行為による損害賠償請求権に基づき、Y₁らに対し亡Aの逸失利益等の損害賠償を求めた事案である。

これに対して裁判所はXらの前記(1)の請求の一部及び(2)の請求については、亡Aの逸失利益を含めてその一部を認容した。その理由によると、(1)の請求については、前記施設の内において、亡Aが他の入所者より身体的攻撃を受けたことを認定した上、Y₁は知的障害者の行動への対処については知識や経験を有しており、亡Aの被害の可能性を予測できたといえるから、亡Aの被害については損害賠償責任があること、(2)の請求については、亡Aの溺死がY₂の過失によることは争いがなくY₁は損害賠償責任を負うところ、Xらの請求する亡Aの逸失利益につき、知的障害者が一般企業に就労する機会が増えつつある現状に鑑みれば、健常者の賃金水準には劣るとしても、今後とも将来にわたって、知的障害者がその能力を十分に活用することが期待できる場合が徐々に増加することが期待できるとした上で、亡A(死亡時一六歳一〇か月)については、青森県における平成一六年度の一時間あたりの最低賃金六〇五円に、重度の知的障害を有する者として一か月あたり二〇日、一日あたり八時間労働が可能であるとして、基礎収入として年額一六万一六〇〇円を認定し、生活控除率七割、一八歳から六七歳まで就労可能として、中間利息を控除の上、Aの逸失利益を六〇三万〇〇九八円と算定し、その他慰謝

料等、総額三二四七万〇〇九八円の賠償を認めた。

ところで、本件判決は、知的障害児施設において重度の自閉症患者（一六歳）が施設側の過失で入浴中に溺死した事故につき、重度の自閉症患者の逸失利益を認め、それを相続した両親の施設側に対する損害賠償請求を認容したものである。

就職先が制限される障害者の逸失利益を巡っては、中程度の知的障害者に認められた先例はあるが、重度の障害者に逸失利益を認められた先例は見当たらず、本判決は今後同種事案の参考となる。
(一部仮名)

△参照条文△ 民法七〇九条

△当事者△ 原告 甲 野 太 郎

△ほか一名△

原告ら訴訟代理人弁護士

児 玉 勇 二

同 杉 浦 ひ と み

同 横 山 慶 一

同 関 哉 直 人

同 藤 原 家 康

同 村 田 雅 夫

同 瀬 戸 久 夫

同 坂 本 雅 弥

同 吉 野 智

被 告 社会福祉法人

乙 山 会

代表者理事

丙 川 松 夫

△ほか一名△

被告ら訴訟代理人弁護士

山 崎 英 二

同 小 黒 芳 朗

同 山 本 啓 二

【主文】 一 被告らは、原告ら各自に対し、連帯して、それぞれ金一六一六

万五〇四九円及びこれに対する平成

一六年七月二日から支払済みまで

年五分の割合による金員を支払え。

二 被告社会福祉法人乙山会は、原告

ら各自に対し、それぞれ金七万円及

びこれに対する平成一九年四月一五

日から支払済みまで年五分の割合に

よる金員を支払え。

三 原告らのその余の請求をいずれも

棄却する。

四 訴訟費用はこれを二分し、その一

を被告らの負担とし、その余を原告

らの負担とする。

五 この判決は、第一項及び第二項に

限り、仮に執行することができる。

【事実及び理由】 第一 請求

一 被告らは、原告甲野太郎に対し、連

帯して、金三五六二万八三三七円及びこれ

に対する平成一六年七月二日から支払済

みまで年五分の割合による金員を支払え。

二 被告らは、原告甲野花子に対し、連

帯して、金三三五六万九五二七円及びこれ

に対する平成一六年七月二日から支払済

みまで年五分の割合による金員を支払え。

三 被告社会福祉法人乙山会は、原告甲

野太郎に対し、金一〇〇万円及びこれに対

する平成一九年四月一五日から支払済み

で年五分の割合による金員を支払え。

四 被告社会福祉法人乙山会は、原告甲

野花子に対し、金一〇〇万円及びこれに対

する平成一九年四月一五日から支払済みま

で年五分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

本件は、自閉症やてんかん等の障害を有

するため、被告社会福祉法人乙山会（以

下、「被告乙山会」という。）が設置運営す

る知的障害児施設の寮に入所していた甲野

一郎（以下、「亡一郎」という。）の両親で

ある原告らが、①「亡一郎」と同じ寮に入所

していた成人男性から亡一郎が繰り返して

いた暴行被害について、②この暴行を防

止しなかった被告乙山会の安全配慮義務違

反により亡一郎が取得し、原告らが相続し

た亡一郎の身体的及び精神的苦痛に対する

債務不履行による損害賠償請求権、及び③

被告乙山会が上記の暴行による亡一郎の被

害等を原告らに報告すべき信義則上の義務

を怠ったことにより、原告らが被った精神

的苦痛に対する債務不履行による損害賠償

請求権に基づき、被告乙山会に対し、各原

告につき慰謝料等合計一〇〇万円及びこれ

に対する平成一九年四月一五日（訴状送達

日の翌日）から支払済みまで民法所定の年

五分の割合による遅延損害金の支払を求め

るとともに、④亡一郎が上記寮の浴室内に

おいて溺死した事故について、担当職員で

あった被告丁原竹子（以下、「被告丁原」

という。）及びその使用者である被告乙山

会に亡一郎に対する安全配慮義務違反があ

ったとして、債務不履行又は不法行為によ

る損害賠償請求権に基づき、被告らに対

し、連帯して、原告甲野太郎（以下、「原

告太郎」という。）につき逸失利益等合計

三五六二万八三三七円、原告甲野花子（以

下、「原告花子」という。）につき逸失利益

等合計三三五六万九五二七円及びこれらに

対する亡一郎の死亡日である平成一六年七

月二日から支払済みまで民法所定の年五

分の割合による各遅延損害金の支払をそれ

ぞれ求めた事案である。

一 前提事実（争いがなければ後掲証拠及

び弁論の全趣旨により認められる事実）

(1) 当事者等

ア 原告太郎は亡一郎の父であり、原告

花子は亡一郎の母である。

イ 被告乙山会は、北海道北斗市ほかに

おいて、第一種社会福祉事業として、知的

障害児施設である戊田学園の設置経営を行

うことのほか、第二種社会福祉事業とし

て、戊田学園等における障害福祉サービ

ス事業を行うことなどを目的とする社会福祉

法人である。

被告丁原は、亡一郎が死亡した平成一六

年七月二日当時、戊田学園の職員であっ

た。

ウ 亡一郎（昭和六二年九月一七日生）

は、自閉症、てんかん、行動障害及び重度

の知的障害を負っており、平成一五年一月

二九日に実施された知能検査（全訂版田中

ビネー知能検査）では、IQ二四と判定さ

れていた。

亡一郎は、同年四月八日、児童福祉法に

基づく措置決定により、被告乙山会の関連法人である学校法人乙山学園が開設する乙山養護学校の高等部に入學し、戊田学園内にある甲田寮に入所した。

(2) 自閉症の特徴等(甲三四)

自閉症は、脳の中樞神経の機能障害により発症するものと考えられているものの、その原因は未だ明らかではなく、完治という意味では治療不能な障害とされており、児童一〇〇〇人あたり約三名の割合で発症するものといわれている。

自閉症児者には、言語の発達の遅れ、対人関係の困難さ、アンバランスな感覚や知的機能、活動範囲や興味対象の狭さ、変化に対する不安や抵抗などの特徴が見られるものとされている。

自閉症の診断は、①人への反応が乏しく、人と視線を合わせなかったり、表情や身振りが乏しかったりするほか、情緒的な交流ができにくく、人との共感が欠けたり、相手の気持ちにそぐわない振る舞いをしたりすること、②言語の発達が遅れるほか、言葉が出てきてもオウム返しがあったり、会話が続かなかつたり、一方的に際限なく話しかけたりするなど、言葉の使い方が奇妙であること、③活動範囲や興味対象が極端に狭く、常同行動に没頭したり、同じような活動を飽きることなく繰り返したりするほか、自分の行動パターンに拘り、周囲の人や様子の僅かな変化にも恐怖や苦痛を感じがちであることという行動的特徴を総合的に判断して行われている。

自閉症者は、稼働することも可能である

が、行いうることを行えないこと、得意なことと不得意なことが明確であり、また、ルールを覚えるまでには時間がかかるため、稼働に際しては、周囲の者がこの点を理解することが重要とされている。また、自閉症者が比較的得意な仕事は、部品の組み立てや物品の梱包、仕分け、分類など、形や量が明確に決まっている対象を扱う仕事とされ、他方、不得意な仕事としては、抽象的な概念などを扱うもの、形や量が決まっていらない対象を扱うもの、終わりや目的がはっきりしていないもの、とされ、具体的には掃除などがあげられている。

(3) 亡一郎が甲田寮に入所した当時、同寮には、児童福祉法に基づく措置決定により、行動障害を伴う知的障害を有する成人男性(平成一六年当時は三三歳。以下、「加害者」という。)も入所していたところ、亡一郎は、加害者から以下のような行為を受けた(以下、亡一郎が加害者より受けた行為を併せて、「本件各行為」という。)

ア 平成一五年一〇月一日の行為(以下、「第一行為」という。)
亡一郎は、夕食後、突然加害者から殴りかかれ、被告乙山会職員が加害者をいったん制止したものの、その後、再び加害者から、殴る、蹴る、髪の毛を引っ張られて引きずり回されるなどの暴行を受けた。

このため、被告乙山会職員が亡一郎を他の寮に避難させた。なお、亡一郎は、上記暴行を受けたものの負傷しておらず、治療を受ける必要はなかった。

イ 同年一月一六日の行為(以下、「第二行為」という。)
亡一郎は、夕食中、加害者から殴りかかれたが、被告乙山会職員が加害者を制止し、亡一郎を避難させたため、亡一郎は、全く負傷しなかった。

ウ 平成一六年二月二日の行為(以下、「第三行為」という。)
亡一郎は、夕食後、洗面所において、加害者から突然暴力をふるわれたが、負傷しておらず、治療を受ける必要はなかった。

エ 同年四月二〇日の行為(以下、「第四行為」という。)
亡一郎は、朝食後、居室にいたところ、入室してきた加害者から叩かれたが、負傷しておらず、治療を受ける必要はなかった。

オ 同年五月三〇日の行為(以下、「第五行為」という。)
亡一郎は、夕食中、食卓越しに加害者から攻撃されそうになったものの、被告乙山会職員が加害者を制止したため、負傷しなかった。

(4) 被告丁原は、平成一六年七月二一日午後三時ころ、被告乙山会の男性職員に対し、同日午後三時一〇分ころから亡一郎を甲田寮内の浴室において入浴させるよう指示し、同職員は、これに従い、同日午後三時二五分ころから亡一郎を一人で入浴させた。そして、被告丁原が同日午後三時三分ころに、同職員が同日午後三時四二分ころに、それぞれ浴室に赴き、いずれの際にも亡一郎が入浴中であることを確認した

が、被告丁原及び同職員は、脱衣所に待機するなどして入浴中の亡一郎を常時見守ることはしておらず、また、被告丁原は、その担当職務を引き継ぐべき他の職員に対し、亡一郎が入浴中であることを告げることなく退勤した。

その後の同日午後三時五〇分ころ、被告乙山会の別の男性職員が浴室内を確認したところ、亡一郎が浴槽内に沈んでいたため、同職員は直ちに亡一郎を浴槽から引き上げた上、心肺停止状態であった亡一郎に人工呼吸と心臓マッサージを施したが、亡一郎は、同日午後五時五分、搬送先の市立函館病院で死亡が確認された(以下、「本件死亡事故」という。甲六の三ないし八)。

(5) 原告らは、亡一郎の葬儀費用として、一五〇万円を支出した。

二 争点及び当事者の主張
(1) 本件各行為に係る被告乙山会の亡一郎に対する安全配慮義務違反の有無

ア 原告らの主張
被告乙山会は、加害者が亡一郎に対して暴行行為に及ぶ危険性を認識しており、加害者に対し、そのような暴行行為をしないように指導しなければならなかったにもかかわらず、かかる指導ができなかった。

また、被告乙山会は、加害者の暴行が取まらないのであれば、他の入所者の安全を確保するため、加害者を退寮させるなどの措置をとるべきであったが、何も措置をとらなかつた。

このように、被告乙山会は、加害者による亡一郎に対する本件各行為を発生させた

のであって、障害児の発達を援助する施設としての安全配慮義務に違反している。

イ 被告乙山会の主張

被告乙山会には、本件各行為につき、亡一郎に対する安全配慮義務違反はない。すなわち、第一行為については、加害者には事前に何ら兆候がなく、唐突に始まり、短時間は終了したものであるから、被告乙山会は加害者が第一行為に及ぶことを予見することができなかった。また、第二行為ないし第五行為については、予見可能性があったことは認められるもの、被告乙山会職員は、加害者が行為に及んだ際に直ちに制止しており、その結果、亡一郎は何ら負傷していないから、被告乙山会は、結果回避に向けた努力を尽くしたものである。

なお、原告らは、平成一五年一〇月二日に亡一郎が加害者に近寄られたため逃げ出したことも暴行にあたりと主張するが、加害者は亡一郎に近寄っただけで具体的な暴力行為も暴力被害もないから、これを暴行と評価することはできないし、亡一郎には何らの損害も発生していない。

また、亡一郎が児童福祉法に基づく措置決定により入所していたのと同様に、加害者もまた、同様の措置決定により入所していたのであって、仮に加害者を退寮させるとなれば、児童福祉法所定の手続を要するのみならず、受け入れ先となる施設の確保等が必要となるのであって、被告乙山会としては、安易に退寮させるといふ判断をすることはできなかった。

(2) 本件各行為に関する被告乙山会の原告らに対する報告義務違反の有無

ア 原告らの主張

被告乙山会は、原告らから、大切な子を預かっているものであるから、その子が他の入所者から暴行を受けるなどの事態が生じた場合は、直ちに原告らにその旨を報告し、事情説明を行うなどといった対応をすべき信義則上の義務を負っていたが、本件各行為が発生したことについて、原告らに直ちに報告しなかった。

被告乙山会は、原告らに対し、亡一郎が加害者の標的の一人にされてしまうと伝えたと主張するが、この程度の内容では、原告らが本件各行為による亡一郎の被害内容をイメージすることはできず、報告義務を尽くしたとはいえない。

イ 被告乙山会の主張

被告乙山会は、本件各行為の詳細については原告らに報告していなかったが、平成一五年一〇月四日、被告乙山会の担当職員が、原告花子に対し、亡一郎が加害者の標的の一人にされてしまうと伝えたとあり、原告らに全く知らせなかったわけではない。

そもそも、甲田寮のように知的障害や精神障害を抱える利用者が互いに近接して共同生活を営む施設では、さまざまなトラブルが少なからず発生するものであり、その性質や程度もさまざまであるが、このうち、いかなるものを保護者に報告すべきかは、被告乙山会の裁量に委ねられている。

そして、本件各行為は、加害者の適応障害の一つの現れとしての興奮行動に基づく

ものであり、これについては、障害者に対する支援・指導の一環として対処することが必要かつ可能であると考えられた上、被告乙山会において、職員会議等で事実関係と再発防止策を検討し、これを実行していただけてなく、加害者による他害的興奮行動は抑制されつつあり、亡一郎においても、本件各行為による心身の不調などの不具合等の発現は窺われなかったから、本件各行為を原告らに直ちに報告しなかった被告乙山会の判断が著しく不当とはいえない。

(3) 本件各行為に関する原告らの損害

ア 亡一郎に対する安全配慮義務違反に基づく亡一郎固有の損害

ウ 原告らの主張

本件各行為によつて亡一郎が被った心身の損害に対する慰謝料は、一〇〇万円とするのが相当であり、原告らは、その請求権を、二分の一ずつ相続した。

亡一郎は、本件死亡事故の一年ほど前から体重が減少し、白髪が増え始めていたものであって、これは本件各行為によつて多大な精神的苦痛を受けていた証左である。

(4) 被告乙山会の主張

本件各行為における損害額の積み上げ額である場合

原告らの主張する損害を、本件各行為において亡一郎が被った精神的損害の積み上げ額であると解した場合、以下のとおり、損害額は慰謝料額の総和である一〇万五〇〇〇円を超えるものではない。

① 第一行為について

加害者は、亡一郎に殴る蹴る等の暴行を加えているが、その回数や程度は不明であり、少なくとも、上記暴行によつても亡一郎は負傷するに至らなかったから、治療も受けておらず、入通院期間はない。交通事故の事案において、受傷がある上で七日間通院した場合の慰謝料額は七万円が妥当とされており、これと比較すれば、慰謝料額としては、この二分の一である三万五〇〇〇円が相当である。

② 第二行為について

加害者が亡一郎に殴りかかったものであるが、亡一郎が実際に殴られたか否かは明らかでない上、亡一郎は何ら負傷しておらず、治療も受けていないから入通院期間もない。したがって、上記①と異なり物理的接触を伴う直接的な暴力被害が発生したとは断じがたいから、第二行為に関する慰謝料額としては、上記①のさらに二分の一である一万七五〇〇円が相当である。

③ 第三行為について

加害者は亡一郎に暴力をふるっているが、具体的な加害態様も、亡一郎がいかなる被害を受けたのかも明らかではない。また、亡一郎は何ら負傷しておらず、治療も受けていないから入通院期間もない。そうであれば、第三行為に関する慰謝料額としては、上記①の半分の一万七五〇〇円が相当である。

④ 第四行為について

加害者が亡一郎を叩いたものであるが、その回数や程度、強弱は不明であり、暴行直後に亡一郎が部屋で居眠りをしていたこ

とも考えると、強度の暴行行為があったものとはいえない。そして、この際も亡一郎は負傷せず、治療を受けていないから入院期間もない。そうすると、上記①との均衡から、第四行為に関する慰謝料額としては三万五〇〇〇円が相当である。

⑤ 第五行為について

加害者が亡一郎を攻撃する姿勢を見せたため、被告乙山会職員が直ちに加害者を制止したものであり、物理的な接触は何ら生じていないから、第五行為については、慰謝料が支払われるべきほどの精神的損害は発生していないとみるべきである。

b 本件各行為に起因する一個の損害である場合

原告らが主張する損害を、本件各行為を契機として、亡一郎が暴力の恐怖に怯え続け、これに耐える状況に置かれ続けたという一個の損害であると解した場合、これを裏付ける証拠はない。

イ 原告らに対する報告義務違反に基づき原告ら固有の損害

(ウ) 原告らの主張

被告乙山会の報告義務違反により、原告らは精神的苦痛を受けたところ、これに対する慰謝料は、各原告につき五〇万円ずつが相当である。

(イ) 被告乙山会の主張

争う。

(4) 本件死亡事故に関する原告らの損害

ア 責任分担法理の準用による賠償額の減額の可否

(ウ) 被告らの主張

本件死亡事故は、障害者に対する我が国の劣悪な福祉行政のもとで、十分な財政補助を受けられないために適正な人員配置ができないという極めて厳しい施設環境の中で発生したものであり、これが本件死亡事故の遠因となっている。自閉症児者の専門施設は、被告乙山会の施設を含めて全国で三か所しかなく、これらの施設で勤務する職員は、非常に厳しい職場環境の中、福祉奉仕の使命を抱き、障害児者の生活支援にあたっている。

以上のような状況のもとで発生した本件死亡事故に関する慰謝料等の算定においては、厳しい職場環境の中、誠心誠意生活支援にあたっていた職員のケアレスミスによって発生した事故として、信義則上の衡平原則に基づく責任分担法理を準用し、賠償額を減額すべきである。

(イ) 原告らの主張

争う。

イ 亡一郎の死亡慰謝料

(ウ) 原告らの主張

人の生命は何物にも代え難い価値を有しているところ、生命を侵害された亡一郎の精神的苦痛は、あえて金銭に評価すれば、二〇〇万円を下回ることはない。

(イ) 被告らの主張

争う。

ウ 亡一郎の逸失利益

(ウ) 原告らの主張

a 亡一郎は障害児であったが、障害児における逸失利益の算定において障害児の稼働能力を低く見ると、その逸失利益が

あまりに少額となることは明らかである。これは、生命の価値を稼働能力によって不当に差別するものであって、平等原則や国際連合で採択された障害者に関する権利条約、障害者基本法の差別禁止条項などに照らし、許容されるものではない。したがって、亡一郎の逸失利益の算定に際しても、賃金センサスにおける全年齢の平均賃金を基礎収入として計算すべきである。

b 賃金センサス平成一四年第一巻第一表産業計全労働者の平均賃金額は、四九四万六三〇〇円である。これを前提に、生活費控除率を五割として、就労可能年数(一八歳から六七歳まで)に対応するライプニッツ係数に基づき亡一郎の逸失利益を算出すると、以下のとおり、四〇七五万六二七四円となる。

$$4,946,300 \times (1-0.5) \times (18.3889 - 1.8594) = 40,756,274$$

c 仮に、本件死亡事故当時就労していなかった亡一郎については労働能力の喪失を観念できないとして、上記bのよう

に平均賃金額を基礎収入とすることが困難であるとしても、亡一郎は、卒業後に地元での授産施設に通所する意向を有していたものであり、死亡当時一六歳であった亡一郎の成長の可能性や障害者の就労が拡大している社会情勢に照らせば、将来的には亡一郎が地域社会で自立した生活を送るとも就労の機会を得た蓋然性は高いから、本件死亡事故発生当時の青森県における最低賃金額が採用されるべきであって、その額は一時間あたり六〇五円である。そうすると、

と、一日八時間労働とすれば日額四八四〇円であり、月あたり二五五日稼働すれば月額一三万二〇〇〇円となるから、年収は一四五万二〇〇〇円と算出される。就労可能年数(一八歳から六七歳まで)に対応するライプニッツ係数(一八・二五六一〇・九五二)に基づき亡一郎の逸失利益を算出すると、以下のとおり、二五二万五四〇八円となる。

$$1,452,000 \times (18.2561 - 0.952) = 25,125,408$$

d 仮に、上記cのように最低賃金額を基礎収入とすることが困難であるとしても、逸失利益が少なく算出される部分を補うために、慰謝料を増額すべきである。

(イ) 被告らの主張

a 逸失利益の算定においては、被告者が得ることができたときべき基礎収入に基づき必要があるが、亡一郎は、以下のとおり、一般企業への就労可能性がなく、全年齢の平均賃金を基礎収入とすることはできない。

すなわち、亡一郎は、IQ値が二四であり、知的発達段階は重度精神遅滞水準とされているのであって、基本的な生活習慣についても、洗面や歯磨き、衣類の脱着、食事、排泄、移動、入浴、就寝や起床などは一人で自立して行えず、被告乙山会職員の声かけや見守りが必要な状況であったほか、生活スキルについても、洗濯、掃除機を利用した掃除、ゴミの分別、服薬管理などを自己の判断で行うことができなかった。また、社会生活スキルについては、食

へ過ぎや賞味期限などの状況判断ができず、身体の不調や怪我を訴えることもできなかったし、社会的ルールやマナーの理解は不十分であり、危機的場面における判断も難しく、自立して状況に応じた対応をすることはできなかつた。作業参加についても、空間や時間について個別的配慮が必要であり、集中力も持続せず、説明や教示を繰り返して行った上で補助具を使用する必要があつた。対人関係についても、相談や支援体制が不可欠で、他人に対する気遣いはできず、自分への批判や注意の意味を理解して納得することは困難であつた。

このように、亡一郎は、身体機能的には不自由がないものの、生活能力に合わせた支援と確認が常時必要であり、地域の作業所や非雇用型の授産施設において支援等を受けながら、家庭から自立することが目標とされていたが、自立して就労する蓋然性があるとまでは考えられていなかった。したがって、亡一郎に一般企業への就労可能性があつたとはいえない。

b 現状の障害者福祉制度のもとでは、自立した完全な就労ができない知的障害者については、継続的な就労支援と生活支援がなければ、職業生活を円滑に行うことは困難であるが、現状では支援機関が不足しているし、民間の就労支援団体の絶対数も極めて少ないから、行政による無償の就労支援期間の終了後に就労継続支援を受けることは困難である。

亡一郎も、将来の生活については、小規模通所授産施設での福祉的作業が可能か否

かという程度であり、それが可能な場合でも、就労支援機関が提供する有料での支援サービスの活用が不可欠であつた。そして、小規模通所授産施設における収入の実態は、平均月額二万〇八九五・五円であり、上記の支援サービスの利用に係る費用の自己負担分等を考慮すれば、亡一郎が最低賃金程度の収入を得られる蓋然性があるとは到底いえない。

c 原告らが主張する、青森県の最低賃金額に基づく逸失利益の計算は、一日あたり八時間、一か月あたり二五日稼働することを前提とするものであるが、これによれば、亡一郎の年間の労働時間は労働基準法所定の制限を超過するし、知的障害を有する亡一郎がこのような労働を行うことは困難であるから、上記計算は不当である。

d 原告らは、健常児と障害児の逸失利益の差額分について、死亡慰謝料を増額することにより調整すべきと主張するが、これは死亡慰謝料について両者に大きな差を認める不公平なものであるから、不当である。

エ 原告ら固有の慰謝料

(イ) 原告らの主張

原告らは、突然子を亡くした悲しみに加え、本件死亡事故が発生するまで信頼していた被告乙山会に、本件各行為の存在を隠蔽されるなどして裏切られたのであり、原告花子はうつ病に悩まされるほどの苦痛を受けた。このような原告らの苦痛に対する慰謝料は、各原告について三〇〇万円ずつが相当である。

(ロ) 被告らの主張

争う。なお、原告らは、別途、本件各行為についての報告義務違反に基づく損害賠償を請求しており、本件各行為の存在の隠蔽という点を再度援用することは、同一事実の二重評価であつて不当である。

オ 原告花子のうつ病に関する治療費

原告花子はうつ病を発症し、通院治療を受けた。その治療費は、一四万二三九〇円である。

(カ) 被告らの主張

否認する。

キ 弁護士費用

(イ) 原告らの主張
弁護士費用三〇〇万円は、本件死亡事故と相当因果関係がある損害である。

(ロ) 被告らの主張

争う。

第三 当裁判所の判断

一 認定事実

前提事実、**A証拠略**によれば、次の事実が認められる。

(1) ア 亡一郎(昭和六十二年九月一七日生)は、自閉症、てんかん、行動障害及び重度の知的障害とされていたところ、平成一五年一月二十九日に実施された知能検査(全訂版田中ビネー知能検査)では、IQ二四と判定された。

イ 亡一郎は、幼少時には言語理解と言

語を適切に使用する能力が劣り、いわゆるオウム返しなどしか行えなかつた。その後、亡一郎は、青森県立乙野養護学校小学

部に入学して教育を受けていたところ、平成一一年四月から同年六月までは、北海道立丙山養護学校丙田分校に転入し、被告乙山会が設置する丁川学園において、同施設が行う「TEACHプログラム」を受講した。なお、同プログラムは、自閉症を有する入所者ごとに、その能力に合わせ、実物を提示したり、絵カードや写真、文字などを提示し、視覚を通じて行うべき行動を指示してその内容を理解させるものである。

亡一郎は、上記小学部在学中に一輪車や自転車に乗ることや、スケートやスキーで滑ることなどができるようになったほか、平成一二年ころからは、簡単な単語や文章を書いたり、簡単な手作業をすることができるようになった。

また、亡一郎は、幼少時には多動のために周囲に迷惑をかけることがあつたが、成長につれて落ち着くようになり、他人に対する攻撃的行動を見せることはなかつた。

ウ 亡一郎は、平成一三年四月、青森県立乙野養護学校中学部に入学した。このころ、原告らは、亡一郎に対し、自宅において、新聞や郵便物を取りに行かせて整理させたり、自宅内の掃除をさせたりするなどしており、また、亡一郎を知的障害者の授産施設である戊原作業所に連れて行き、割り箸を袋に詰める作業などの体験学習に参加させた。

同中学部卒業時の亡一郎は、生活面については、絵や写真を使ったカードを見ると一日の活動内容を大体把握できる、教師の

指示に従って行動ができるなどとされ、教科面については、ワープロで好きな地名を入力している、平仮名と片仮名の読み書きができる、気に入った単語等は漢字で書けるものもある、音楽に合わせてダンスができるなどとされ、運動面については、バランス感覚に優れ、一輪車や自転車、スケートボード等が得意であるほか、水泳やスキーなどの身体を使った運動が好きであるなどとされ、集団参加面では、少し遅れることがあるが、周囲の動きを見て集団から外れずに行動できるなどとされ、コミュニケーション面については、反響言語(オウム返し)が見られ、言葉でのコミュニケーションが見られ、言葉でのコミュニケーションが困難な時がある、食べたいメニューなどははっきり言うことがあるが、行動の可否の判断に自信がない場合は曖昧な意思表示になるなどとされている。

エ 亡一郎は、平成一五年四月八日、児童福祉法に基づく措置決定により、被告乙山会の関連法人である学校法人乙山学園が開設する乙山養護学校の高等部に入學し、戊田学園内にある甲田寮に入所した。

(2) 平成一六年当時の戊田学園においては、甲川梅子が園長を務め、副園長一名、課長一名、課長補佐二名という体制のもとに、生活部と施設部が設置されていた。

同年度当時の甲田寮においては、中学生から作業班の利用者までの男性一一名が入寮し、「自分のことは自分で行う、出来るようになる」をモットーとし、個々の入所者について適切な目標設定を図り、生活習慣や社会性の育成確立を目指すものとされ

ていた。また、入所者の日課としては、午前六時に起床し、午前七時から朝食と後片付け、掃除等を行い、高等部の生徒は午前八時三〇分に登校して午後四時に下校し、午後五時から入浴と洗濯を行い、午後六時に夕食と洗面を経て、午後九時に就寝することとなっていた。

本件死亡事故の発生当時、甲田寮における担当職員は四名であり、これらの担当職員は、入所者が行う上記日課の支援や介助等を行っていた。なお、夜間における利用者の支援や介助等については、被告乙山会の当直職員が行っていた。

戊田学園においては、本件死亡事故後の平成一九年当時には、施設利用者の「入浴支援マニュアルスケレベル表」が作成されており、この中で、障害状況として「かん発作を有する者が入浴する場合は、リスクレベルが高いものとされ、遵守事項として、常に職員が浴室に居ることとされているが、本件死亡事故が発生した平成一六年当時は、被告乙山会職員の間で入浴中に利用者が「かん発作」を起こした場合には死亡事故につながる危険性があることは認識されていたものの、上記のようなマニュアルは作成されておらず、利用者が入浴する際は、五分ないし一〇分に一回の頻度で見守りをする運用とされていた。

(3) 被告乙山会職員は、亡一郎が「かん発作」を起こすことがあることを認識していたことから、基本的には、亡一郎を「かん発作」を起こすことのある別の男性入所者と一緒に入浴させることとしていた。

亡一郎は、平成一五年一月二六日、甲田寮の浴室で入浴中に「かん発作」を起こしたが、被告乙山会職員がこれに対応したため、命に別状はなかった。

(4) 亡一郎は、乙山養護学校の高等部に在籍中、平成一五年度には、製函作業などに参加し、ドリルを用いたベニヤ板の穴開けや、釘打ちなどを行ったところ、被告乙山会職員から正確な技術を身につけていると評価されており、平成一六年度は、紙箱制作作業に参加し、被告乙山会職員から作業への取り組みはマイペースであり、受注品を担当させることは難しいことが予想されると評価されていた。

なお、亡一郎は、芝刈り機を使用して戊田学園内における芝の手入れ作業の手伝いをするものがあつた。

(5) ア 亡一郎は、平成一五年一〇月一日、夕食後に突然加害者から殴りかかられ、被告乙山会職員がいったんは加害者を制止したものの、その後、再び加害者から、殴る、蹴る、髪の毛を引っ張られて引きずり回されるなどの暴行を受けたが、負傷はしなかった(第一行為)。

なお、亡一郎が甲田寮に入所してから第一行為が発生するまでの間、加害者が亡一郎に暴行を加える素振りを見せたことはなかった。

イ 亡一郎は、同月二日、加害者に近寄られただけで洗面所などに逃げ出した。ウ 亡一郎は、同年一月一六日の夕食中、加害者から殴りかかられたが、被告乙山会職員が加害者を制止し、亡一郎を避難

させたため、負傷はしなかった(第二行為)。

エ 亡一郎は、平成一六年二月二一日の夕食後、洗面所において、加害者から突然暴力をふるわれたが、負傷はしなかった(第三行為)。

オ 亡一郎は、同年四月二〇日の朝食後、居室にいたところ、入室してきた加害者から叩かれたが、負傷はしなかった(第四行為)。

カ 亡一郎は、同年五月三〇日の夕食中、食卓越しに加害者に殴りかかられたが、被告乙山会職員が加害者を制止したため、負傷はしなかった(第五行為)。

キ 被告乙山会は、本件各行為の詳細については原告らに報告しなかったが、第一行為が行われた後である平成一五年一〇月四日、担当職員から、原告花子に対し、亡一郎が加害者の標的の一人にされてしまうと伝えたことがあつた。

ク なお、被告乙山会は、成人となつていた加害者が成人障害者の支援施設に移ることができるよう努力していたが、加害者を受け入れるか否かの判断を行うのは受け入れ先の施設であり、受け入れることができるとする施設がなかったため、甲田寮において加害者に対する支援を継続していた。

(6) 亡一郎は、平成一六年七月二一日午後三時五〇分ころ、甲田寮内の浴室において、浴槽内に心肺停止状態で沈んでいる状態で発見され、救急車で市立函館病院に搬送されたが、同日午後五時五分に死亡が確

認められた(本件死亡事故)。亡一郎の死因は、溺水とされている。

亡一郎が入浴を開始した時点では、甲田寮においては、被告丁原を含む三名の職員が勤務していたが、本件死亡事故の発生時点では、被告丁原は当直後の時間外勤務を終えて退勤しており、勤務を継続していた二名の男性職員のうち一名は、本件死亡事故発生の前日から勤務し始めたばかりであり、亡一郎がてんかん発作を起こすおそれがあることを十分に理解していなかった。

(7) 被告乙山会は、本件死亡事故の発生後である平成一六年七月三〇日、本件死亡事故に関して警察に提出する予定であった資料の写しを原告らに送付したところ、これを読んだ原告らは、同資料中に亡一郎が加害者から暴行を受けていたことを示す記載があることを発見し、本件各行為の具体的内容を知った。そこで、原告らは、同年八月一日付で、被告乙山会に対し、事実関係等を明らかにするよう求めたところ、被告乙山会は、同月一五日、これに対する回答書を原告らに交付した。

その後、原告らと被告乙山会は、手紙によるやりとりを行い、この中で、被告乙山会は、謝罪するとともに今後の事故対策等に言及するなどしていた。そして、被告乙山会は、平成一八年八月八日付けの書面で、原告らに対し、本件に関する賠償として、保険会社が認定した死亡慰謝料一七〇〇万円と被告乙山会及び甲川梅子元園長の出捐による八〇〇万円の合計二五〇〇万円の支払を提示した。しかし、原告らは、上記賠償金の算定において、亡一郎の逸失利

益が含まれていないことなどを理由に、これを受け入れなかった。そこで、被告乙山会は、死亡慰謝料を増額するとの名目で、さらに三〇〇万円を加算した合計二八〇〇万円の支払を提示したが、原告らはこれを受け入れず、平成一九年三月三〇日、本件訴訟を提起した。

(8) ア 有限会社トモニは、昭和六二年四月一日に設立され、重度心身障害者等の雇用を目的として、飲食業やクリーニングなどを行い、上記障害者等を雇用している。

イ 社団法人けやきの郷は、平成七年、既に開設していたやまびこ製作所を知的障害者(主に自閉症者)を対象とする福祉工場に発展させ、木製パレットの製作などを行っているところ、所属する知的障害者に対し、均一に月額七万円の賃金を支払っている。

ウ 株式会社伊勢丹ソレイユは、平成一六年九月に設立され、相当数の重度知的障害者を含む心身障害者を雇用して、伝票整理や書類整理等の単純反復作業のほか、機械作業による印刷業務などを行っており、平成二二年四月時点において、合計三六名の障害者が就労している。

エ 財団法人ヤマト福祉財団は、平成一八年四月一七日より、心身障害者に対する授産事業として、パンの製造販売を行うスワンベーカーリーと衣類のクリーニングを行うスワンランドリーという事業を行っており、定員は二三名とされている。オ 社会福祉法人南高愛隣会は、平成一九年四月一日より、心身障害者の雇用の受

け皿として、福祉工場であるコロナエンタープライズを就労継続支援事業所とし、主に地域の名産物とされるそうめんやうどんなどの麺類を製造している。

カ 日本理化学工業株式会社においては、神奈川県川崎市と北海道美唄市に設置している工場で就労する従業員のうち、半数以上が重度知的障害者であるとされ、重度知的障害者を一〇名以上雇用し、雇用労働者数に占める重度知的障害者の割合が二〇パーセント以上である重度障害者多数雇用事業所とされている。

キ 青森県においては、平成一一年四月、野辺地町に知的障害者通所授産施設である戊原作業所が開設され、作業支援や生活支援等を通じて、利用者が自立した生活を送ることができるようになることを目的としている。亡一郎も、乙野養護学校中等部に在学中に同作業所の体験実習に参加しているほか、乙山養護学校の高等部卒業後は、同作業所に通所することが考えられており、同作業所の乙原春夫所長も、亡一郎を受け入れる意向を示していた。

(9) 平成一七年度における全国の知的障害者施設数は、児童入所、更生入所、授産入所、通所寮及び福祉ホームの各種入所施設の合計が一七三七施設(定員九万六九六七名)であり、児童通所、更生通所及び授産通所の各種通所施設数の合計が三九〇八施設(定員六万三七六〇名)であって、平成一六年度及び平成一七年度ともに、定員に対する充足率は、児童入所施設については約八三パーセントであり、更生入所施設及び授産入所施設については約九八パーセ

ント前後となっている。

なお、同年度の全国的障害児施設における満一八歳以上の施設入所者(児童福祉法六三条の二に基づき児童施設に入所している者で、いわゆる過齢児)の割合は、全国平均で三八・二パーセントとされ、その割合は僅かずつ減少していたが、なお児童施設における過齢児の存在は解消されるべき課題とされていた。因みに、満二〇歳以上の施設利用者が引き続き在籍している理由としては、保護者が成人施設への移行を希望していないことや、成人施設に入所するまで待機していることなどがあげられている。被告乙山会においては、成人施設として七施設が設置されているが、常に満床であり、戊田学園のみならず、丁川学園においても相当の割合の過齢児が在籍していた。

また、平成一七年度における全国的障害児施設への入所者のうち、五・五パーセントの者については強度の行動障害等により養育が困難であること、二・三パーセントの者については養育者への暴力が入所理由とされている。

さらに、施設入所者の退所後の状況としては、一般就労の割合は極めて低く、乙山養護学校高等部の卒業生の進路においても、平成一〇年から平成一九年までに卒業した一六九名のうち、一般就労者は三名である。

二 争点(1)(本件各行為に係る被告乙山会の亡一郎に対する安全配慮義務違反の有無)について

(1) 上記認定のとおり、被告乙山会は、

知的障害児施設である戊田学園を設置運営し、甲田寮等の施設において知的障害児の生活支援等を行っていたものであるから、このような施設の管理者として、施設利用者が安全に施設を利用しうる環境を確保すべく、施設利用者の行動を監視し、その身体的安全が確保されるように適切に配慮すべき義務を負うものというべきである。とりわけ、甲田寮のように、知的障害者が入所する施設の場合、①施設利用者が自己の生命・身体に危険を及ぼすような行動に出ることや、②行動障害を伴う者が、他の施設利用者に対し、暴力的行動に出ることを十分に予測しうるのであるから、施設の管理者である被告乙山会において、より一層、施設利用者の行動に意を払うべきものといわざるを得ない。

そして、上記認定のとおり、亡一郎は、第一行為、第三行為及び第四行為において、加害者から身体的攻撃を受けているから、被告乙山会は、上記安全配慮義務に違反したというほかない。被告乙山会は、第一行為については、加害者の暴行について予見可能性がなかったと主張するところ、確かに、甲田寮の利用者らは知的障害者であるから、そのうちの誰がいかなる場合に他の施設利用者へ加害行為に及ぶかを具体的に予測することは困難な面があることは否定しがたいものの、他方で、被告乙山会は、知的障害者の支援施設を設置する社会福祉法人であり、知的障害者の行動への対処については知識や経験を有するはずであり、施設利用者が、常時、突発的に他の施設利用者への加害行為に出るおそれがある

こと、特に加害者のような行動障害を伴う知的障害者が加害行為に及ぶ可能性があることを当然に予測しうるというべきであるから、被告乙山会の上記主張を採用することはできない。

他方、第二行為及び第五行為については、上記認定によれば、加害者が亡一郎に対する身体的攻撃に出ようとしたものの、被告乙山会職員がこれを制止したため、亡一郎は何ら身体的攻撃を受けていないのであるから、被告乙山会に安全配慮義務違反があったということはできない。したがって、この点に関する原告らの主張は、損害について検討するまでもなく、いずれも理由がない。

(2) なお、原告らは、亡一郎に対する加害者の暴行を防止できない以上、被告乙山会としては、加害者を退寮させるべきであったと主張する。

しかし、上記認定のとおり、加害者は、平成一六年当時に三三歳に至っていたといえ、亡一郎と同様に知的障害を有するため、児童福祉法に基づく措置決定によつて甲田寮に入所していた者であり、被告乙山会としては、仮に加害者を退寮せしめれば、児童福祉法所定の手続を必要としたものといわざるを得ない。また、被告乙山会としては、加害者に対する支援や介助の必要性等を考慮する必要がある、上記認定の加害者による本件各行為に照らしても、加害者は施設入所を必要とする状況にあつたといわざるを得ず、これを受け入れる他の施設を確保する必要があつたものというべきである。そして、上記認定のとおり、

平成一七年当時においても、全国の知的障害者支援施設には、いわゆる過剰児と呼ばれる成人の入所者が相当の割合で存在し、その解消が課題となつていたところであつて、成人障害者支援施設はほぼ満床状態であり、受け入れ可能な施設は少なかつた

上、加害者を受け入れるか否かの判断は、被告乙山会ではなく、受け入れ先となる施設が行うものとされていたのであつて、これらの点に照らせば、加害者を直ちに甲田寮から退寮させ、他の施設に転所させることは、現実的に容易であつたとはいいがたない。さらに、本件各行為の内容に照らしても、亡一郎が直接身体に攻撃を受けたのは三回であり、加害者による暴行が頻発していたものといふことはできず、その暴行の程度も強度であつたとはいえないから、本件各行為の発生が許容されるものではないことは当然としても、このことだけをもつて直ちに児童相談所に相談するなどして加害者の退寮や転所等の措置を検討しなければならぬ状況にあつたとまではいいがたいところである。

したがつて、この点に関する原告らの上記主張は採用できない。

(3) さらに、原告らは、平成一五年一月二日に加害者が亡一郎に近寄つた際、亡一郎が逃げ出したことについても、加害者による暴行にあつたと主張するが、加害者が亡一郎に近づいたことのみをもつて、亡一郎に対する暴行と評価できる有形力の行使があつたといふことはできないから、原告らの上記主張を採用することはできない。

なお、原告らは、亡一郎の体重減少や白髪増加は本件各行為に起因するものであるとも主張するが、その主張に沿う事実を認めるに足りる証拠はない。

三 争点(2) 被告乙山会の報告義務違反の有無 について

原告らは、被告乙山会が、本件各行為の発生直後に直ちに原告らにその詳細を報告すべき信義則上の義務を怠つたと主張し、これは、本件各行為があつた直後に、その都度、原告らに本件各行為の詳細を報告すべきであつたという趣旨と解される。

しかし、上記認定のとおり、本件各行為は、知的障害を有する施設利用者同士のトラブルというべきものであつて、甲田寮のような障害者が利用する施設において、このようなトラブルが発生することは当然に想定されているものといふべきである。被告乙山会としては、既に説示したように、暴力行為に至るような事態の発生を防止すべき安全配慮義務を負っているものではないが、同義務違反にまでは至らない多くのトラブルが発生しているであろうことは十分に推認できるところであつて、このようなトラブルの発生を完全に防止することは現実的に極めて困難というほかない、その発生したトラブルの全てについて、その保護者に報告することも現実的とはいえない。また、本件各行為の一部については、上記説示のとおり、被告乙山会に安全配慮義務違反があつたといわざるを得ないとしても、第二行為、第五行為のように同義務違反があつたとまでは評価し得ない場合もあり、その判断は一義的に明確に行い得る

ものではない。そうすると、知的障害者施設を設置者が、同施設において発生する多くのトラブルの全てについて、トラブルの当事者の保護者に対し、報告義務を負っているものとおよそいふことができないし、仮にそのトラブルのうち施設設置者の安全配慮義務違反が問われざるを得ないものがあつたとしても、そのことから直ちに原告ら主張のような報告義務が生ずるものといふこともできない。そして、施設利用者や医師の治療を要する負傷を受けるほどの被害に遭つた場合や、負傷するまでには至らないとしても、頻りに暴行を受けるような状況が生じたのであれば格別、上記認定説示のとおり、亡一郎は、本件各行為によつて負傷したのではなく、加害者による暴行も頻りに継続的なものとまではいえないところであるから、被告乙山会が、原告らに対し、原告ら主張のような報告義務を信義則上負つていたものと解することはできず、他にそのように解すべき事情があることを認めるに足りる証拠はない。

なお、原告らは、被告乙山会が本件各行為があつたことを組織的に隠蔽したとも主張するが、その主張に沿う事実を認めるに足りる証拠は全くない。

したがつて、この点に関する原告らの主張は、損害について検討するまでもなく、理由がない。

四 争点(3) (本件各行為に関する損害額)について
 (1) 上記認定のとおり、第一行為は、亡一郎が、夕食後に突然加害者から殴りかかれ、被告乙山会職員が加害者をいっただん

は制止したものの、その後、再び加害者から、殴る、蹴る、髪の毛を引っ張られて引きずり回されるなどの暴行を受けたというものであつて、亡一郎は直接身体に及ぶ攻撃を受けており、その態様も比較的激しいものといふことができるが、他方、第一行為によつても、亡一郎は負傷にまでは至らなかつたのであり、これらの点を総合考慮すると、亡一郎が第一行為により受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は、八万円とするのが相当といふべきである。

(2) 上記認定のとおり、第三行為は、亡一郎が夕食後に洗面所において加害者から突然暴力をふるわれたといふものであるが、その暴行の態様は明らかではない。しかし、亡一郎は何ら負傷していなかつたのであるから、その暴行の程度は軽微なものといふほかならぬのであつて、これらの点を総合考慮すれば、亡一郎が第三行為により受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は、二万円とするのが相当である。

(3) 上記認定のとおり、第四行為は、亡一郎が、朝食後に居室にいたところ、入室してきた加害者から叩かれたといふものであつて、身体的な攻撃を受けているものではないが、他方、第四行為によつても、亡一郎は何ら負傷していないのであつて、これらの点を総合考慮すれば、亡一郎が第四行為により受けた精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は、四万円とするのが相当である。

(4) 以上によれば、亡一郎が本件各行為により受けた精神的苦痛に対する慰謝料は、合計一四万円とするのが相当であり、

これを各原告が二分の一ずつ相続した結果、各原告が請求できる金額は、七万円となる。

五 争点(4) (本件死亡事故に関する損害額) について

(1) 本件死亡事故に関し、被告丁原がてんかん発作の危険性がある亡一郎の入浴時の見守りを怠り、かつ、他の職員に対する適切な引き継ぎを怠つたことについては被告らも認めており、争いが無い。したがつて、本件死亡事故につき被告丁原は不法行為に基づき損害賠償義務を、被告乙山会は使用者責任に基づき損害賠償義務をそれぞれ負ふものといふべきである。

(2) 責任分担法理の準用による賠償額の減額の可否について

被告らは、本件死亡事故は職員のアレクシスによつて発生したものであるとし、自閉症患者を含む障害者の施設環境が劣悪であつて極めて厳しいものであるという現状等に照らし、信義則上の衡平原則に基づく責任分担法理を準用して慰謝料額等を減額すべきであると主張する。

しかし、自閉症患者を含む障害者に対する福祉行政等の現状が不十分であるとしても、それを根拠として障害者施設における利用者に対する安全配慮義務の内容や程度が変わるものではなく、施設内において利用者の死亡事故を発生させることが許容されないことはいふまでもないところであつて、また、本件死亡事故は、その内容や経緯に鑑みれば、被告丁原のアレクシスによつて発生したものであるといふこともできない。

したがつて、被告らの上記主張は、採用することができない。

(3) 亡一郎の死亡慰謝料について

本件死亡事故当時、亡一郎は一六歳であり、このような若年で死亡した亡一郎の無念さは察するに余りあるものといふべきである。そして、既に認定説示したとおり、亡一郎は、本件死亡事故以前にも甲田寮の浴室内でてんかんの発作を起こしたことがあり、亡一郎が入浴中にてんかんの発作を起こす危険性があることを被告乙山会職員は認識していたにもかかわらず、被告丁原において入浴中の亡一郎に対する見守りを怠るなどした結果、亡一郎を浴槽内において溺死するに至らしたものである。

これらの点や本件に現れた一切の事情を総合考慮すれば、亡一郎の死亡慰謝料については、一八〇〇万円とするのが相当であり、これを各原告が二分の一ずつ相続した結果、各原告が請求できる金額は、各九〇〇万円となる。

(4) 亡一郎の逸失利益について
 ア 亡一郎の基礎収入について

(7) 上記認定のとおり、亡一郎は、重度の知的障害を有しており、甲田寮等の知的障害者支援施設において、就労も視野に入れた基本的な生活知識や技術を教育されてきたものであり、本件死亡事故当時には、身体的機能については何ら問題はなく、絵や写真等により行うべき作業を示されると、その内容を理解することができ、ドリルによる穴開けや釘打ちなど、危険性を伴うものの、操作自体は容易である工作機械や工具を用いた簡易な作業を行うこと

ができたほか、平仮名や片仮名については読むことができたものである。

他方において、亡一郎は、就労において必要不可欠といふべき社会的規範やルール等に対する理解やコミュニケーション能力等において、なお不十分であったといわざるを得ず、このような亡一郎の状況に鑑みれば、直ちに一般的な就労可能性があったとするのは困難というほかない。

しかしながら、亡一郎は、本件死亡事故當時は一六歳であり、乙山養護学校の高等部や甲田寮での教育・生活指導を受けることで、その卒業時までにおいてもさらに成長することが期待され得るといふべきである。そうすると、亡一郎は、乙山養護学校の高等部卒業時点において、他人の支援や介助を全く必要とせずに就労することが可能となるまで成長しえたというのは現実的に困難であるとしても、かかる支援や介助を得ながらであれば、亡一郎は簡易単純な作業には十分に従事しうるまでに至つたものと考えられるところである。

さらに、今後の医学、心理学、教育学等の進歩、発展等を考慮すれば、現在、完治という意味においては治療不能とされている自閉症に対する治療法が見出される蓋然性があるとはいえないとはいえず、自閉症を含む知的障害者に対する指導、支援の方法について、徐々にではあつてもより効果的な手法をもち得る見込みがある蓋然性はあつて、このように見地に立つと、亡一郎が、上記のような生活支援及び就労支援を受けながら、一定の作業に従事しつつ、社会生活を営むことには

より、将来、さらにその能力を高め、より高度な労働に従事し得る能力を獲得する一方、就労に際して障害となる行動的特徴をより抑制することが可能となる蓋然性もあるといふべきである。

以上の点を総合考慮すれば、亡一郎には、健康者と同程度の就労可能性があつたとまではいふことができないものの、一定程度の就労可能性があつたといふべきである。

(イ) 原告らは、亡一郎の逸失利益の算定に際し、賃金センサスにおける全年齢の平均賃金を基礎収入として計算すべきであり、賃金センサス平成一四年第一巻第一表産業計全労働者の平均賃金額である四九四万六三〇〇円を基礎収入とすべきと主張するところ、この主張は、亡一郎に一般企業への就労可能性があつたことを前提にするものと解される。

確かに、上記認定のとおり、現在、障害者雇用の促進やノーマライゼーションの観点から、知的障害を有する者を含む障害者の雇用を積極的に進めている一般企業も増えつつあり、一般企業における知的障害者の就労機会も徐々にではあつても拡大しつつあるといえるから、亡一郎が将来的に一般企業に就労する可能性が全くなかつたとはいふことができない。しかし、上記認定のとおり、現状としては、このような企業は依然としてごく少数であり、その受け入れ可能な定員も必ずしも多数とはいえず、平成一〇年から平成一九年までに乙山養護学校の高等部を卒業した一六九名のうち、一般企業へ就労した者は僅か三名であ

ることに照らしても、知的障害を有する者が一般企業で就労することが極めて困難であることは否定できない。そして、仮に亡一郎が一般企業に就労することができたとしても、現在において予測可能な範囲においては、重度の知的障害を抱える者が健康者と同程度、同内容の労働を行うことは、その将来にわたる発達可能性を考慮しても不可能であるといわざるを得ず、労働の対価として健康者と同程度の賃金を得ること

も極めて困難であるといふほかないのである。重度の知的障害を抱える者の賃金水準を可能な限り健康者の水準に近づけることが理想的であり、行政や企業においてこれを実現しうる施策等をとることが望ましいとはいへるにしても、上記のような現実は直ちに動かし難いといふほかない。以上の点に鑑みれば、原告らが主張するよう、亡一郎の逸失利益の算定において、賃金センサスの産業計全労働者の平均賃金額を基礎収入とすることはできないといわざるを得ない。

したがって、原告らの上記主張は、理由がないといふほかない。

(ウ) もっとも、上記説示のとおり、知的障害者が一般企業へ就労する機会が増えつつある現状に鑑みれば、健康者の賃金水準には劣るとしても、知的障害者がその有する能力を十分に活用することができ、職場において就労する機会を得て、授産施設における作業による賃金と比較すれば、高水準の賃金を得ることも可能な状況になりつつあるといふことができ、このような状況は、障害者に対する理解が遅々としたも

のではあつても徐々に深化してきていることを示すものといふべきであつて、今後も将来にわたつて、知的障害者がその能力を十分に活用することができ、職場が徐々に増加することを期待し得るものといふべきである。

他方、上記説示のとおり、死亡当時一六歳にすぎなかつた亡一郎も、今後の長い社会生活の中で、徐々にではあつてもその就労能力を高めることができた蓋然性があるのであるから、上記のような知的障害者雇用に関する社会条件の変化をも併せて考慮すれば、後に説示するところ約五〇年にもわたる就労可能期間を残して死亡した亡一郎が、自閉症を含む重度の知的障害を抱えながらも、その就労可能な全期間を通して相当の賃金を得ることができた蓋然性を否定することはできないといふべきである。

(エ) 以上に説示したところによれば、亡一郎は、その就労可能な全期間を通して、一定の生活支援及び就労支援を受けることを前提として、少なくとも最低賃金額に相当する額の収入を得ることができたと推認するのが相当であるといふべきである。したがって、亡一郎については、最低賃金額を基礎収入として逸失利益を算定すべきである。

(オ) とところで、原告らは、青森県における平成一六年度の最低賃金額に基づく亡一郎の基礎収入の算出において、一日あたり八時間の労働時間と一か月あたり二五日の稼働日数を前提とする計算を行っている。この点、一日あたりの労働時間について

は、重度の知的障害を有する者であつても、八時間の労働をこなすことが不可能であるとする根拠はないといふべきであるが、一か月あたり二五日の稼働日数を前提とすれば、毎月の休日が五日ないし六日ということになり、健常者の一般的な就労状況と比較しても、過重な稼働状況であるといえる上、重度の知的障害を有する者にとつて、一日あたり八時間の労働を連日におこなつて行ふことは身体的に相当の負担となるものと考えられるから、上記の程度の休日を前提として一か月あたりの稼働日数を考えることは相当でないといふべきである。

以上の点を総合的に考慮すれば、一か月あたりの稼働日数は、二〇日とするのが相当といふべきである。

そして、弁論の全趣旨によれば、平成一六年当時の青森県の最低賃金額は六〇五円であると認められるところ、以上の認定説示を前提に、亡一郎の基礎収入を計算すると、以下のとおり、年額一一六万一一六〇〇円となる。

青森県の一時間あたりの最低賃金額 六〇五円
 一日あたりの収入（八時間労働） 四八四〇円
 一か月あたりの収入（二〇日間稼働） 九万六八〇〇円
 年収（基礎収入） 一一六万一一六〇〇円
 イ 亡一郎の生活費控除について

原告らは、亡一郎の生活費控除率を五割として逸失利益の計算を行っているが、既に説示したところによれば、亡一郎は、重

度の知的障害者として、日常生活において様々な支援や介助を受けることを要し、医薬品等に係る自己負担分の費用の発生も見込まれるといふべきであり、その就労の際にも支援や介助を要することは否定しがたいものといわざるを得ない。そして、このような支援や介助を受けることについて、亡一郎においても一定程度の経済的負担を余儀なくされることが見込まれるといふべきであつて、亡一郎の生活費として支出されるものとすべき金額は基礎収入の五割を超えるものと考えざるを得ない。

そして、諸般の事情を総合考慮すれば、亡一郎の逸失利益を算定するに当たつては、その生活費控除率は七割とするのが相当である。

ウ 中間利息控除

亡一郎の就労可能期間については、一八歳から六七歳までとするのが相当である。そして、中間利息控除においては、ライプニッツ係数を採用して計算するのが相当であるところ、ライプニッツ係数の値は、死亡当時一六歳一〇か月であつた亡一郎が就労可能な六七歳に至るまでの期間に対応する一八・二五六から、一八歳になるまでの就労前期間（約一年二か月）に対応する〇・九五二を控除した一七・三〇四となる。

エ まとめ
 以上によれば、亡一郎の逸失利益の額は、以下のとおり、六〇三万〇〇九八円と算出されること、これを各原告が二分の一ずつ相続した結果、各原告が請求できる金額は、三〇一万五〇四九円となる。

亡一郎の葬儀費用について
 前提事実のとおりに、原告らは亡一郎の葬儀費用として一五〇万円を支出しているから、各原告につき七五万円ずつを本件死亡事故に伴う損害として認めるのが相当である。

1,161,600 × (1-0.7) × 17.304 = 6,030,098

(5) 亡一郎の葬儀費用について

原告らは、本件死亡事故により、突如として子を失つたのであり、本件死亡事故の態様等に鑑みれば、深い精神的苦痛を受けたものといふべきである。他方で、被告乙山会も、本件死亡事故後、原告らに対して謝罪を行った上で、保険に依存するだけではなく、相当の額を自己負担することとして示談交渉を行つており、誠実さを欠く対応に終始していたものとはいえない。

(6) 原告ら固有の慰謝料について

このような事情や、本件に現れた一切の事情を総合考慮すると、本件死亡事故に伴う原告らの精神的苦痛を慰謝するに足りる金額は、各原告につき二〇〇万円ずつとするのが相当である。

(7) 原告花子のうつ病に関する治療費について

本件記録を精査しても、原告花子が本件死亡事故に伴つてうつ病に罹患し、その治療費を支出したことを認めるに足りる証拠はない。

(8) 弁護士費用について
 本件訴訟の事案の内容、手続の経緯、その他本件に現れた一切の事情を考慮すると、本件死亡事故との間に相当因果関係のある弁護士費用相当の損害額は、各原告に

つき一四〇万円ずつと認めるのが相当である。

(9) 結論

ア 亡一郎固有の損害賠償請求権に基づく損害額

(イ) 本件各行為に基づく慰謝料

(ロ) 死亡慰謝料 各七万円（上記四）

(ハ) 逸失利益 各九〇〇万円（上記三）

(ニ) 原告ら固有の損害額 各三〇一万五〇四九円（上記四）

(ホ) 原告らの亡一郎の死亡に伴う慰謝料 各二〇〇万円（上記六）

(ヘ) 亡一郎の葬儀費用 各七五万円（上記五）

ウ 合計 各一六二万三万五〇四九円

六 以上のとおり、原告らの本件請求は、原告ら各自について、被告らに対し、連帯して、一六二万五〇四九円及びこれに対する不法行為のあつた日である平成一六年七月二日から、被告乙山会に対し、七万円及びこれに対する訴状送達の日翌日である平成一九年四月一五日から、それぞれ支払済みまで民法所定の年五分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるから、この限度で認容することとし、その余の原告らの請求は、いずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

（裁判長裁判官 貝原信之 裁判官 西山 吉岡正智）